

令和 2 年 7 月 31 日
国 税 庁

熊本県の一部の地域内に納税地がある個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告書の発送見合わせについて

この度の令和 2 年 7 月豪雨による被害により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により、熊本県の一部の地域（下表の指定地域。以下、「指定地域」という。）に納税地を有する方については、国税通則法第 11 条の規定に基づき、令和 2 年 7 月 4 日以降に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について自動的に延長されています。

この国税に関する申告・納付等の期限の延長措置に伴い、当分の間、指定地域内に納税地がある個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告書の発送を見合わせさせていただきます。

ご不明な点がある場合は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

○熊本県の一部の地域

都道府県名	指 定 地 域	(参考) 管轄署
熊 本 県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村	人吉
	八代市坂本町 葦北郡芦北町	八代